

子どもの読書活動推進計画

未来にははたく子どもたちに、読書の種をまきましょう!!



平成29年3月

綾部市教育委員会

は じ め に

子どもはいつの時代をみても「本」が大好きです。そして、いつも周りの大人たちが本を読んでくれることを望んでいます。本を読んでもらっている子どもたちはキラキラした目で本の世界を楽しんでいます。

子どもにとっての読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力や考える力を豊かにし、なによりも自分で物事を考える力を身に付けることができ、人生をより深く魅力的にしていく上で欠くことのできないものです。

ただ、読書をしたからといってすぐに何らかの効果がでるわけではありません。本当に辛抱強く取り組まないとできない活動です。心に読書の種をひとつひとつまくような気持ちで、子どもの読書に向き合っていくことが大切です。そのことができるのは、身近にいる私たち大人だけです。

今こそ大人である私たちが「本の大切さ」を再認識し「本を読む姿」を見せ、子どもたちに本を読む機会を作っていきましょう。

そして、綾部市に住むすべての子どもたちの心に読書の種をまきましよう。そんな願いをこめて、第2次子どもの読書活動の推進に取り組みます。



目 次

第1章	子どもの読書活動推進の背景	1
第2章	基本的な方針	2
1	基本的な考え方	2
2	推進計画の期間	2
第3章	具体的な推進方策	3
1	家庭における読書活動	3
(1)	前計画における主な成果	3
(2)	課題	4
(3)	推進方策	4
(4)	具体的な取組	5
2	学校等における読書活動	6
◇	保育園・認定こども園・幼稚園・幼稚園における取組	6
(1)	前計画における主な成果	6
(2)	課題	6
(3)	推進方策	6
(4)	具体的な取組	7
◇	小・中学校における取組	7
(1)	前計画における主な成果	7
(2)	課題	9
(3)	推進方策	9
(4)	具体的な取組	10
3	地域及び市図書館における読書活動	11
◇	地域における取組	11
(1)	前計画における主な成果	11
(2)	課題	11
(3)	推進方策	11

(4) 具体的な取組	12
◇ 図書館における取組	12
(1) 前計画における主な成果	12
(2) 課題	13
(3) 推進方策	14
(4) 具体的な取組	15
4 家庭、学校、地域、市図書館の連携	16
(1) 前計画における主な成果	16
(2) 課題	18
(3) 推進方策	18
(4) 具体的な取組	19
5 啓発・広報の推進	20
(1) 前計画における主な成果	20
(2) 課題	20
(3) 推進方策	21
(4) 具体的な取組	21
6 子どもの読書活動推進体制の整備	22
〈資料〉	
子どもの読書活動の推進に関する法律	23
第2次推進計画時アンケート集計	
(小学2・4・6年生 中学2年生対象)	25
〃 (施設対象)	27
綾部市子どもの読書活動推進計画策定委員会規約	28
策定委員会 委員等名簿	29
策定経過	30

第1章 子どもの読書活動推進の背景

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行、平成14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。また、平成17年には、「文字・活字文化振興法」が成立しました。さらに、平成25年5月には、計画の成果や課題を踏まえ、「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

京都府においては、平成16年3月に子どもの発達段階に応じ、家庭や学校、地域社会における読書活動を推進するとともに、3者が効果的に連携し、社会全体で読書活動を高めていくことを基本方針とした「京の子ども夢・未来京都府子どもの読書活動推進計画」を策定し、その成果と課題を明らかにし、平成22年度には第二次、平成27年度には第三次推進計画を策定しました。

綾部市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条2項の規定に基づき、平成20年1月に「綾部市子どもの読書活動推進計画～未来にはばたく子どもたちに、読書の種をまきましょう!!」を策定し、子ども（おおむね18歳以下をいいます。）が積極的に読書に親しみ、進んで読書活動を行い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じ、家庭、保育園・幼児園・幼稚園・小中高等学校及び地域社会が連携しあって、社会全体で効果的に読書活動の推進に努めてきました。

今回、国の基本的な計画と京都府の推進計画を踏まえ、この10年で綾部市の子どもの読書活動の推進がどのような状況にあるのか成果と課題を明らかにすることでさらに組織的で持続的な推進がきるよう、ここに「第2次綾部市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

【計画の策定状況】

◇子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

平成14年8月 策定

平成20年3月 第二次計画策定

平成25年5月 第三次計画策定

◇京都府子どもの読書活動推進計画

平成16年3月 策定

平成22年1月 第二次計画策定

平成27年1月 第三次計画策定

◇綾部市子どもの読書活動推進計画

平成20年1月 策定

第2章 基本的な方針

1 基本的な考え方

平成16年2月に出された「文化審議会答申」では、「読書は、国語力を形成している『考える力』『感じる力』『想像する力』『表す力』『国語の知識』のいずれにもかかわり、これらの力を育てる上での中核となるものであり、すべての活動の基礎となる『教養・価値観・感性等』を生涯を通じて身に付けていくためにきわめて重要なものである。」と規定しています。また、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことの必要性を提起しています。

平成20年1月に策定した「第1次綾部市子どもの読書活動推進計画」では、未来を生きる綾部市の子どもたちが、本に親しみ、読書を楽しみ、進んで読書活動を行い、生涯にわたって読書習慣を身に付けることを目標として様々な取組を推進してきました。

今回この成果を確認するべく市立小学校の2・4・6年生、市立中学校の2年生にアンケートを実施しました。

第2次綾部市子どもの読書活動推進計画でもこの基本的な考え方を受け継ぎ、さらに第1次の10年間の成果を確認する中で子どもの発達段階に応じて家庭、保育園、認定こども園、幼児園、幼稚園、小・中学校及び地域社会のそれぞれが読書活動を推進するとともに、相互に連携し合い、社会全体で読書活動を支援していくことを基本にし、総合的で計画的な読書活動を推進することを方針として本計画を策定していきます。

2 推進計画の期間

本計画の期間は、平成29年度からおおむね10年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

第3章 具体的な推進方策

1 家庭における読書活動

子どもにとって、身近な大人に本を読んでもらうことは一番の読書活動です。気負わず、本を子どもの目につく所に置くことからはじめ、毎日少しの時間でも子どもが本に触れる時間が持てるように家庭における読書活動の働きかけを進めてきました。

(1) 前計画における主な成果

- ・ 乳幼児対象に、平成18年から4か月児健診の受診時にブックスタート^①として絵本の読み聞かせを実施しています（平成26年度195人、平成27年度209人）。10か月児健診時に行った調査では91%が3冊以上の絵本を所有し、85%が読み聞かせを実践しており、親子で本に親しむ環境づくりができています。
- ・ 平成27年度、定期的な乳幼児向けの市図書館のおはなし会への参加数は約1,000人で、読書習慣の大切さについての啓発ができました。



4か月検診での「ブックスタート」の様子



①ブックスタート

綾部市では、市内に住むすべての生後4か月の赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す事業を行っている。

▼第1次推進時の家庭における読書活動の状況（「A小学校における読書アンケート」を参考）

区 分	毎 日	時 々	休みの日	読まない
平成18年度	12%	66%	6%	15%

▽第2次推進計画時のアンケート調査結果（市内全小中学校調査）

区 分	毎日	時々	休みの日	読まない
小学2年生	21%	52%	15%	12%
小学4年生	22%	56%	14%	8%
小学6年生	21%	57%	7%	15%
中学2年生	15%	45%	4%	36%

- ・ 今回行ったアンケートでは、小・中学校期においては、学校の授業以外に読書をしない子どもは2年生が12%、4年生が8%、6年生が15%となっており、全国の6年生の19.9%と比較しても、一定家庭における読書の充実を図ることができました。

ただし、中学2年生は36%（全国35%）[※]の子どもたちが授業時間以外には全く読書をしないとあり、学年が上がるにつれて読書離れの割合が高くなっています。その理由には、「読書が楽しいと思えない」「読みたい本がわからない」というものです。

※全国調査（「平成28年度全国学力・学習状況調査の結果について」綾部市教育委員会HPより）

（2）課題

- ・ 成長段階に合わせた家庭における読書推進の工夫
- ・ 保護者自身の読書に対する意識向上

（3）推進方策

- ・ 乳幼児期から

乳幼児期から絵本の「読み聞かせ」^②などを行い、本に親しむように働きかけます。

- ・ 親子で親しみながら

親子で楽しむ場をつくっていくように働きかけます。

②読み聞かせ

子どもと本を結ぶ方法のひとつで、本を読んであげるといいますが、「読み聞かせ」といいながら、読んであげるという態度をとるのではなく、一つの作品を子どもと一緒に楽しむという姿勢が必要です。

- ・ 日常の暮らしの中で

家庭で本を読むなど、日常の暮らしに「本のある環境」を整えていくよう働きかけます。

- ・ 市図書館を利用して

家族で市図書館を利用することを奨励します。また、図書館が主催する「おはなし会^③」などの行事を通じて、家庭における「読み聞かせ」や「読書習慣」の大切さについての理解を深めるよう働きかけます。

（４）具体的な取組

- ブックスタートへの参加の促進に努めます。（継続）
- 「ノーテレビ・ノーゲーム・ノースマホ、１日１０分の読書の時間」の啓発に努めます。（新規）
- 家庭での「家読〈うちどく〉^④」の推進に努めます。（継続）
- 身近なところにいつも一冊の本を置くことを働きかけます。（拡充）
- 親子で市図書館のかしだし券をつくることを呼びかけ、多くの本を借りることで、家庭に本が豊富にあり親子で自然に読書する家庭環境づくりの推進に努めます。（新規）
- おすすめ本のリストを活用し読みたい本をみつけやすくします。（新規）

③おはなし会

子どもたちに絵本の読み聞かせやお話の語り（ストーリーテリング）をする会。

④家読（うちどく）

家族みんなで読書習慣を共有しコミュニケーションを深めること。

2 学校等における読書活動

◇保育園・認定こども園・幼児園・幼稚園における取組

乳幼児が絵本や物語、知識の本に親しみ、自ら興味を持って本の楽しさを知ることができるよう、十分に本に触れ合える環境を作れるような取組を進めてきました。

(1) 前計画における主な成果

- ・ 市内各園において年間を通して「読み聞かせ」を毎日実施しており、絵本を好きな時に手に取れる部屋やコーナーの設置も行っています。
- ・ 研修の受講により、保育士が自らの読書の指導力の質の向上を図りました。
- ・ 市図書館のおはなし会への参加や、年間通じての図書館利用により、読書に触れる機会を計画的に持つことができました。
- ・ 家庭への「えほんかしだし」や毎月の購読絵本を活用して、家庭において絵本を通じた触れ合いの時間を持てるように啓発活動ができました。



幼稚園児の図書館見学の様子

(2) 課題

- ・ 「読み聞かせ」の充実を図るために、地域ボランティアとの連携
- ・ 各施設に設置している絵本コーナーの充実

(3) 推進方策

・ 本に親しむ環境づくり

保育園・認定こども園・幼児園・幼稚園における「読み聞かせ」を充実するとともに、絵本などを幼児の手に触れやすい場所に置くなどの環境を整えます。

・ 読書習慣の形成

乳幼児期の読書環境が、子どものその後の読書習慣などを形成する上で重要であることを踏まえ、保育士が自ら読書の指導力の向上を図ります。さらに、保育のいろいろな場面で絵本や物語の「読み聞かせ」に取り組み、読書の習慣が身に付くよう努めます。

・ 家庭への啓発

保護者に対しては、行事やおたよりを通じて、絵本などの「読み聞かせ」の大切さについて理解を深める取組を進めます。

(4) 具体的な取組

- 日常的な「読み聞かせ」の実施に努めます。(継続)
- 図書館の団体貸出利用による施設内の児童図書コーナーの充実に努めます。
(新規)
- 「読み聞かせ」の充実を図るために地域ボランティアとの交流の促進に努めます。(新規)
- 施設としての図書館の利用促進に努めます。(継続)
- 家庭への絵本貸出の実施に努めます。(継続)

◇小・中学校における取組

各学校では、読書のための環境を整備し、読書への関心意欲を高め、一人ひとりの個性や発達段階に応じた読書習慣を確立することができ、義務としての読書ではなく、読書の持つ楽しさにも触れる読書活動の取組を進めてきました。

(1) 前計画における主な成果

- ・ 全校朝読書^⑤の取組、教職員による「読み聞かせ」や、小中一貫教育のなかで小中連携における「読み聞かせ」や、幼中連携をすることにより、読書への関心を高めることができました。
- ・ 計画的な図書室の利用指導、自主的な図書室利用や目標冊数の設定、また、選書や図書整理を行う際に児童生徒や教職員の協力を得ることにより、読書への理解が深まり、学習場面での図書の活用が増えました。
- ・ 図書室以外の特別教室（美術室・P C室等）にも本を配架することで、目的に合った利用ができました。(中学校)
- ・ 休み時間に職員が図書室に滞在することにより、読書の機会を増やすこと、読書に適した落ち着いた雰囲気づくりや生徒の要望を聞くことなどができました。

⑤朝読書

朝の読書運動として 1988 年に千葉県・船橋学園女子高等学校の 2 人の教師の提唱と実践で始まった。綾部市の学校でも、朝始業前の 10 分間程度、生徒も教師も、各自がそれぞれ「自分で選んだ読みたい本を読む」という朝の読書活動を行っている。

- ・ 児童会や生徒会を中心に子どもが自ら読書を啓発する活動の工夫ができました。
 - 本のランキングや読書量の表彰
 - 読書カードやスタンプカードの活用
 - 図書新聞の発行
 - しおりや本のカバーで作った袋のプレゼント
- ・ 子ども読書の日や、毎月２３日を読書の日と意識して読書活動に取り組みました。

▼第１次推進時の幼稚園・小中学校における継続的な読書活動の状況

全校・園で実施	対象に限って実施	取り組んでいない
２０校・園	０校・園	０校・園

▼第１次推進時の幼稚園・小中学校の取り組み方の状況

区 分	年間通して 毎日	曜日を決めて 毎週	一定期間を 設定して	その他
幼稚園	３園	１園	０園	０園
小学校	８校	１校	０園	１校
中学校	１校	１校	４校	０校

※綾部市内の幼稚園４園・小学校１０校・中学校６校

(「平成１８年度２学期読書活動に関するアンケート調査」結果より)

▽第２次推進時の保育園・認定こども園・幼児園・幼稚園・小学校・中学校における継続的な読書活動の状況

全校・園で実施	対象に限って実施	取り組んでいない
２８校・園	０校・園	０校・園

▽第２次推進時の保育園・認定こども園・幼児園・幼稚園・小学校・中学校の取組の状況 (複数回答あり)

区 分	年間通して 毎日	曜日を決めて 毎週	一定期間を 設定して	その他
保育園・認定 こども園・幼 児園・幼稚園	１２園	０園	０園	１園
小 学 校	９校	１校	１校	０校
中学校	６校	０校	０校	０校

(2) 課題

- ・ 学校図書室の蔵書の充実
- ・ 新刊の購入など図書情報の周知
- ・ 様々な教科での図書の活用
- ・ 読書の評価方法の工夫（学年が上がるにつれてページ数の多い本を読む。冊数だけではなく、質を評価する工夫）
- ・ 本を「ほとんど読まない」子どもへの読書活動の支援
- ・ 地域ボランティアとの連携

(3) 推進方策

・ 学校図書室資料の充実

児童生徒が行きたくなる、本が読みたくなる学校図書室になるような環境が大切です。児童生徒の読書傾向の実態を把握し、児童生徒のニーズに応えながら、魅力ある知的な刺激を与えられるような図書資料の計画的な整備に努めます。また、児童生徒が、学校図書館システムを活用し、学習しやすくするために、学習内容や発達段階に応じた図書資料の構成や整理方法、本の並べ方などを工夫します。

・ 施設・設備の整備

校内での読書スペースの確保や学級文庫の設置など、常に本を手にとることができる読書環境づくりを工夫します。

・ 教職員の指導体制の強化

全ての小・中学校に司書教諭^⑥の配置を進め、司書教諭を中心に全教職員が学校図書館の役割や意義を理解し、運営にかかわることが必要です。そのためには、各学校における校内研修や研究会などを通じて教職員が読書活動の意義や重要性などについて理解を深め、「読み聞かせ」や「ブックトーク^⑦」などの実践的な技能の向上や授業に関連する資料の収集に対する意識を高められるようにします。また、司書教諭をはじめ、全教職員が協力して取り組む体制を整えます。

⑥ 司書教諭

学校の図書館で司書・司書補のような専門的な仕事に従事する人たちのこと。

⑦ ブックトーク

子どもと本を結ぶ技術のひとつで、あるひとつのテーマに沿って、複数の本を関連付けてトークで結びながら本の途中までを紹介し、子どもにその本への興味・関心と意欲を高め、読書へ誘う取組。

- ・ 児童生徒の読書活動の充実

「朝の読書」「読書週間」「読書月間」「読書キャンペーン」^⑧など、児童生徒が継続してみんなで読書する時間を設けたり、教科学習の中で計画的に読書活動をしたり、「総合的な学習の時間」などで学校図書館を効果的に利用したりする取組を進め、読書活動が一層広がるように努めます。

- ・ 児童会・生徒会による主体的な読書活動への支援

児童会・生徒会の委員会による「本の紹介」「読み聞かせ」「読書アンケート」などの読書意欲を高める主体的な活動を支援します。

(4) 具体的な取組

- 図書室や学級文庫等の充実に努めます。(拡充)
- 計画性を持った図書購入の実施に努めます。(拡充)
- 継続した図書便りの発行に努めます。(継続)
- おすすめ本の展示や図書リストの配布に努めます。(新規)
- 図書室の配架方法等の統一を図ります。(継続)
- 「子ども読書本のしおりコンテスト」^⑨「貸出文庫の一括貸出」^⑩「学校支援セット」^⑪の利用の促進をします。(拡充)
- 図書館を活用した子どもが読書に触れる機会の提供に努めます。
(拡充)
- 児童生徒によるブックトークやビブリオバトル^⑫等読書意欲を高める主体的な活動の実施に努めます。(新規)

⑧読書キャンペーン

読書を推進するための催し。

⑨子ども読書本のしおりコンテスト

子どもが積極的に読書を行おうとする意欲を高めるとともに、子どもの読書活動についての関心と理解を府民の間に広めるもの。京都府教育委員会と京都府図書館等連絡協議会の共催事業。

⑩貸出文庫の一括貸出

府立図書館が所有の本を市町村（学校等）に長期間、まとまった冊数で貸出を支援するもの。

⑪学校支援セット

子どもたちが本に親しめる環境整備のために、テーマごとにセットになった本の貸出を実施し学校を支援するもの。

⑫ビブリオバトル

本の紹介コミュニケーションゲーム。「ビブリオバトル」とは本の戦いという意味。公式ルールがあり参加者が一人ずつ本の紹介をし、発表後参加者全員で投票を行い最多票を集めたものを『チャンプ本』とする。

3 地域及び図書館における読書活動

◇地域における取組

児童館・公民館・民間団体等は、地域における子どもの読書活動の拠点や支援となる取組を進めてきました。

(1) 前計画における主な成果

- ・ 児童館において、開館時にいつでも利用できるよう、未就学児から利用できる図書を整備することで、子どもが読書に親しむ機会が増えました。また、定期的な「おはなし会」を実施しました。
- ・ 公民館による「綾部の伝説・民話」の本や大型紙芝居の作成により、地元 に伝わる昔話の楽しさなどの普及に努めることができました。

(2) 課題

- ・ 児童館における図書の充実
- ・ 「綾部の伝説・民話大型紙芝居」^⑬の活用
- ・ 地域ボランティアの人材育成と連携への支援
- ・ 民間団体との連携の充実

(3) 推進方策

- ・ **児童館における取組**
図書を充実し、継続的に「読み聞かせ」などを行うよう努めます。
- ・ **公民館における取組**
地域の人々に読書活動の重要性を理解してもらうよう啓発するとともに、図書館と連携し、地域の子どもたちとの読書活動の橋渡しの役割を果たすよう努めます。
- ・ **民間団体への支援**
民間の読書ボランティア活動を支援します。また、子どもの読書活動に関わる地域人材の育成に努め、子どもの読書への関心を高める活動の充実拡大を図ります。

⑬綾部の伝説・民話大型紙芝居

平成25年度綾部市公民館連絡協議会の事業で、綾部市内の伝説や民話を題材にした12作品を大型紙芝居化したもの。(サイズは43cm×62cm)

(4) 具体的な取組

- 図書館の団体貸出利用による施設内の児童コーナーの充実に努めます。
(新規)
- 定期的なおはなし会の実施に努めます。(継続)
- 「綾部の伝説・民話大型紙芝居」の利用促進に努めます。(継続)
- 地域における異世代交流の事業に取り組みます。(新規)

◇図書館における取組

図書館では、子どもたちの読書活動及び子どもの読書を支える施設・人々の拠点となる取組を進めてきました。

(1) 前計画における主な成果

- ・ 図書館として計画的な蔵書構築を図るとともに、学校の教科書に紹介されている本や、調べ学習に必要なテーマの図書の充実に努めました。
- ・ 図書館の情報紙やホームページ、市の広報紙やホームページ・メールマガジン、FMいかる等を通して、資料の紹介やおはなし会などの周知に努めました。
- ・ おはなし会の内容がマンネリ化しないよう研修を重ね充実に努めました。
- ・ 「ボランティア勉強会」「読書ボランティアの会」「ボランティア養成講座」などを開催し人材育成に努めました。
- ・ 民間団体と連携した読書イベントを開催することで、読書の関心を高めることができました。
- ・ 大型本や紙芝居舞台などの読書用品を貸出すことにより、ボランティア活動の内容充実の支援ができました。

★児童書の蔵書数

第1次策定時の数値 平成18年度	目 標 平成28年度	成 果 平成27年度
22,672冊	30,000冊	30,877冊

▼図書館での行事の参加状況

行 事 内 容	平成 1 8 年度		平成 2 7 年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
5歳未満対象おはなし会	32回	358人	24回	962人
5歳以上対象おはなし会	47回	190人	44回	268人
人形劇（大人も含む）	2回	411人	2回	243人
工作教室（大人も含む）	2回	447人	2回	158人
その他大型行事※	—	—	3回	183人
ボランティア養成講座	1回	48人	2回	34人

※民間企業との連携による読み聞かせなど



ボランティア勉強会の様子



ボランティア養成講座
「絵本と子どもが出会ったら」の様子



絵本作家 山本孝さんによる
ワークショップ
「自分だけのおばけを作ろう」の様子



綾部市図書館情報紙
「ほんでほんで通信」
「こどもしんぶん」

（２）課題

- ・ 子どもも大人も利用しやすい図書館環境の充実とさらなる利用促進
- ・ 児童書の充実と閲覧スペースや読み聞かせのコーナーの整備
- ・ ボランティア支援のための設備の充実
- ・ 安心して使えるおはなし会の部屋の整備
- ・ 児童書の専門職員を育成と安定した児童サービスの展開

(3) 推進方策

- 資料の収集

常に新しい資料を収集することにより、利用者のニーズに応えられるような蔵書の充実に努めます。

- 資料の紹介

収集した資料をブックリストや新刊情報、ホームページなどで積極的に紹介します。

- 「おはなし会」の充実

「おはなし会」について広報などにより市民に周知し、参加を呼びかけるとともに内容の充実を図っていきます。

- 講座開設

大人を対象に「子どもの本の紹介」や「読み聞かせ」などの講座を開催し、より多くの方が子どもの読書に関心を持ち、読書活動の推進に協力してもらえるような取組を進めます。

- 利便性の向上…読書推進に関する各種事業を円滑に実施するためのスペースの確保等設備の充実と利便性の向上に努めます。



ちいさなちいさな子どものための
おはなし会の様子



ちいさな子どものための
おはなし会の様子

(4) 具体的な取組

- 子どもも大人も利用しやすい図書館環境の充実とさらなる利用促進に努めます。(継続)
- 児童書を充実し、閲覧スペースを確保します。(新規)
- ボランティア支援スペースの充実努めます。(拡充)
- ボランティアの養成と活動の場の提供に努めます。(継続)
- 家族で利用できる環境の整備に努めます。(新規)
- 児童書の専門職員を育成し、安定した児童サービスを展開します。(新規)
- 採択教科書を設置します。(新規)
- 各施設への資料提供及び研修支援に努めます。(継続)
- ブックトークの充実努めます。(継続)
- 特別な支援を必要とする子どもの読書推進に努めます。(新規)
- 府提唱の「子ども読書の日」の関連事業の取組の促進に努めます。(新規)



1階閲覧室



1階絵本コーナー

4 家庭・学校・地域・図書館の連携

子どもの読書活動を一層推進していくために、家庭・学校・地域・図書館が相互に連携し合い、協力ができる取組を進めてきました。

(1) 前計画における主な成果

- ・ 学校とPTAとの連携によるファミリー読書（家庭読書）の取組や、子どもが親に「読み聞かせ」をする日を作ることで、親子で本に接することができました。
- ・ 学校の図書便りを通じて、児童生徒・保護者に様々な情報を提供したり、保護者のおすすめの本を紹介するなどの取組ができました。
- ・ 生活点検カード等に読書の日を明記するなど、家庭における読書活動の啓発に努めることができました。
- ・ 定期的なブックトークの実施により、読書への興味関心を高めることができました。またブックトークを受けた児童生徒が保護者を連れて来館するなど、図書館利用の拡大にもつながりました。
- ・ 図書館の貸出活用により、学級文庫が充実し本を手にする機会が増えました。また、各教科の内容に合った本を借りることで、調べ学習の幅が広がりました。
- ・ 読書ボランティアによる「読み聞かせ」により、幅広いジャンルの本に関心を持つ姿が見られました。
- ・ 学校や図書館で「課題図書」や「お話を絵にするコンクール」のポスターの掲示や本の提供により、幅広い分野への読書の推進に努められました。
- ・ 4か月健診時のブックスタート、保育園・幼稚園等への出張おはなし会などを通して、本のある環境づくりに取り組みました。

▼学校における他団体による「読み聞かせ」等の実施状況

実施団体	平成18年度	平成28年度
PTA・地域ボランティア	1園・4校	8校
図書館	2園・1校	4園

(「平成18年度2学期読書活動に関するアンケート調査」「図書館年報 平成18年度」「図書館年報平成27年度」より)



市内小学校でのブックトークの様子

▼図書館によるブックトークの実施状況

実施年度	実施数	実施時間数
平成16年度	9校	84時間
平成17年度	8校	84時間
平成18年度	10校	117時間
平成27年度	10校	136時間

※平成18年度から全小学校で実施

(「図書館年報平成16年度」「図書館年報平成17年度」「図書館年報平成18年度」「図書館年報平成27年度」より)

▼保育園、幼児園、小・中学校への団体貸出状況

区分	平成18年度		平成27年度	
	実施数	貸出冊数	実施数	貸出冊数
保育園	3園	198冊	1園	18冊
認定子ども園	—	—	2園	459冊
幼児園	1園	8冊	0園	0冊
幼稚園	0園	0冊	1園	115冊
小学校	10校	6,394冊	10校	7,928冊
中学校	2校	170冊	4校	800冊

(「図書館年報平成18年度」「図書館年報平成27年度」より)

▼京都府立図書館貸出文庫の一括貸出利用状況

区分	平成27年度	
	実施数	貸出冊数
小学校	3校	1,100冊
中学校	1校	200冊

▼京都府立図書館学校支援セット利用状況

区分	平成27年度		
	実施数	セット数	冊数
小学校	3校	22セット	596冊
中学校	2校	11セット	437冊

(2) 課題

- ・ 学校図書室と図書館とのさらなる組織連携
- ・ 新たなボランティア人材の確保と養成
- ・ 図書館を中心とした、「読み聞かせ」グッズの活用

(3) 推進方策

・ 家庭・学校の連携

学校では、家庭における子どもたちの読書習慣が身に付くよう、図書のリストの発行や本の貸出などを一層拡大するとともに、家庭における読書活動を促進する啓発を進めます。

・ 学校・図書館の連携

図書館では、学校図書室が十分機能するように学校と一層連携を図り、「ブックトーク」などを行うための学校訪問や図書館見学会を充実させ、「府貸出文庫の一括貸出」「学校支援セット」等京都府図書館総合目録を活用した図書館の団体貸出や調べ学習の資料貸出を推進します。

・ 家庭・学校・地域の連携

学校では、図書館ボランティア（PTA・地域の方）による「読み聞かせ」や図書の整理・管理などを受け入れる一方で、より多くの読書ボランティアを養成し、家庭での「読み聞かせ」の促進につながるような取組を進めます。また、地域の人たちに学校図書室の見学会を実施したり、開放したりする取組を進めます。

・ 家庭・図書館の連携

図書館では、家庭において親子で読書を楽しむ環境づくりが前進するように本の貸出や「お薦めの本の紹介」など、読書活動の促進に努めます。

・ 地域・図書館の連携

図書館では、幼い時期から読書の習慣をつけるために、乳幼児の4か月検診時における「ブックスタート」への支援をするなど、保健福祉センターや保育園・認定子ども園・幼児園・幼稚園などと連携・協力しながら「本のあふれる環境づくり」に取り組みます。また、地域の読書ボランティアの養成に努めます。

(4) 具体的な取組

- 学校における年間計画に位置付けた図書館利用を促進します。(新規)
- 家族で図書館利用をする日を設定するよう働きかけます。(新規)
- 市内の子どもにかかわるあらゆる施設と図書館との連携に努めます。(新規)
- 放課後子ども教室と図書館連携による読書推進に努めます。(拡充)
- 図書館による「青空文庫」^⑭等『おはなし』のリーフレットの配布をします。
(新規)



⑭青空文庫

著作権が消滅した作品や著者が許諾した作品のテキストを公開しているインターネット上の電子図書館。

5 啓発・広報の推進

子どもの読書活動を効果的に推進するために、子どもの読書活動にかかわる関係機関・団体等が子どもの読書活動に関する様々な情報を提供・共有し、市民や子どもたちが活用できるように啓発・広報の取組を進めてきました。

(1) 前計画における主な成果

- ・ 「子ども読書の日^⑮(4月23日)」などのポスターやリーフレットの掲示・配布により、子どもが読書に親しむ機会を増やすとともに、市民の読書活動の理解や向上につながられました。
- ・ 様々な情報メディアを通じて読書活動の啓発を行うことができました。
- ・ 京都府が行う「みんなで読もう！1000万冊読書キャンペーン^⑯」に積極的に参加しました。また、「子どもの読書絵てがみコンテスト^⑰巡回展示（終了）」、「子ども読書本のしおりコンテスト」に積極的に巡回展示に努めています。
- ・ 読書活動に関するあらゆる情報を積極的に提供しました。

(2) 課題

- ・ 各種メディアを活用した子どもの読書活動に関する啓発・広報活動の促進
- ・ 市のメールマガジン、フェイスブック等を活用した利用促進
- ・ 関連事業との連携

⑮子ども読書の日

平成13年12月施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において毎年4月23日を「子ども読書の日」とすることが定められた。

⑯みんなで読もう！1000万冊読書キャンペーン

京都府教育委員会の手で平成16年3月に「京都府子どもの読書活動推進計画」が策定されたのを機に、府民みんなで読書活動を推進する社会的気運を一層盛り上げ、子どもたちがより本に親しみ、豊かな心をはぐくむことをねらいとして実施しているキャンペーン

⑰子どもの読書絵てがみコンテスト

子どもの読書の日(4月23日)にあわせて、子どもたちが読んでおもしろかった本や読んでもらった本の感動や印象をはがきに絵や言葉で表現することにより表現力を伸ばし、読書意欲を高め、交流の輪を広げようとするもので、京都府教育委員会と京都府図書館等連絡協議会の共催で実施していた事業

(3) 推進方策

- ・ 啓発資料の活用

「子ども読書の日(4月23日)」「子どもの読書週間(4月23日～5月12日)」などの機会にポスター、リーフレットなどの啓発資料を作成・掲示し、市民に配布します。

- ・ 広報活動の推進

綾部市の広報紙「ねっと」やホームページ・メールマガジン、フェイスブックなど、各種メディアを活用して各種情報を提供したり、行事案内のチラシの配布や図書館情報紙の発行などの様々な機会を通じて情報を提供します。

- ・ 作品の募集や展示

京都府・京都府図書館等連絡協議会共催の「子ども読書本のしおりコンテスト」の事業に参加することで、子どもが本に親しむきっかけになるよう、作品の応募、巡回展示などに積極的に取り組んでいきます。

- ・ 読書活動に関する情報の提供

子どもに読んでほしい本の展示やリストを配布したり具体的な情報を提供したりします。

(4) 具体的な取組

- 各種の啓発パンフレットを関係機関等へ配布します。(継続)
- 自治会回覧板を活用するなど啓発ツールの開拓に努めます。(継続)
- 図書館からの読書に関する作品募集等の啓発に努めます。(継続)
- 学校や地域における読書推進の実践事例を紹介します。(新規)

6 子どもの読書活動推進体制の整備

本計画を効果的に推進するために、市教育委員会が中心となり、関係機関・団体等の連携・協力関係をさらに強化し、家庭・学校・地域が一体となって取組を進めます。

また、今後とも読書活動の推進に関する情報の収集・提供に努めるとともに「綾部市図書館協議会^⑰」との連携など、読書活動の推進体制づくりに努めます。

⑰綾部市図書館協議会

図書館法第16条に基づき図書館の運営及び図書館奉仕につき意見を述べる機関で、綾部市図書館設置及び管理に関する条例第8条により設置。協議会の委員の定数は12人以内とされており、任期は2年となっている。

〈資料〉

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日)

(法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

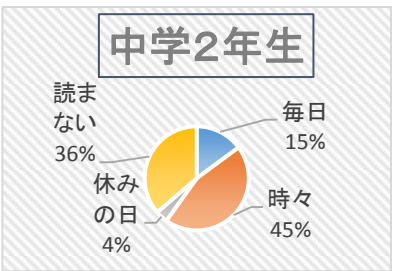
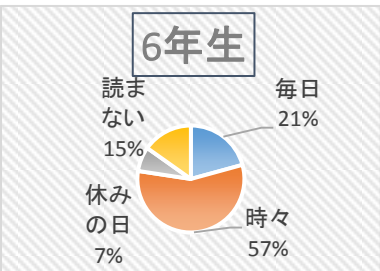
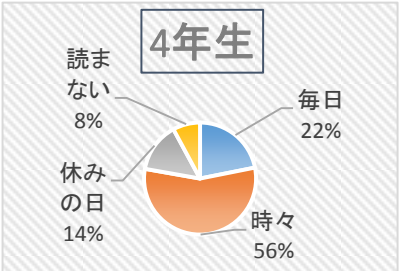
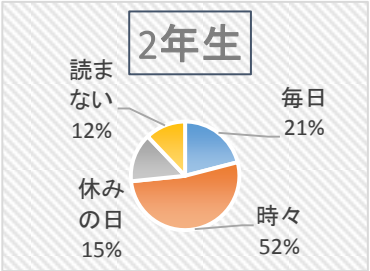
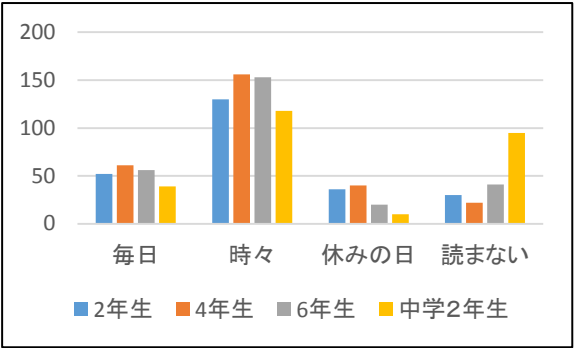
この法律は、公布の日から施行する。

第2次推進計画時アンケート集計（小学2・4・6年生 中学2年生対象）

平成28年10月実施

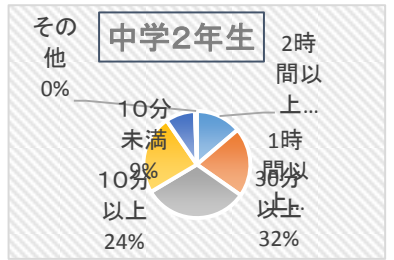
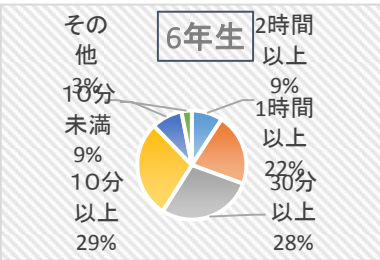
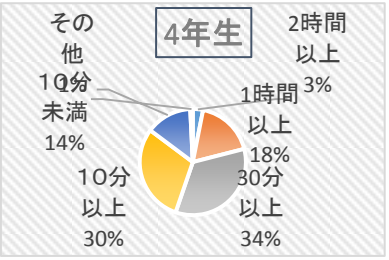
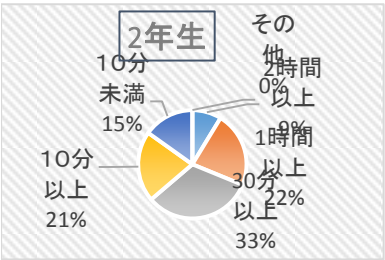
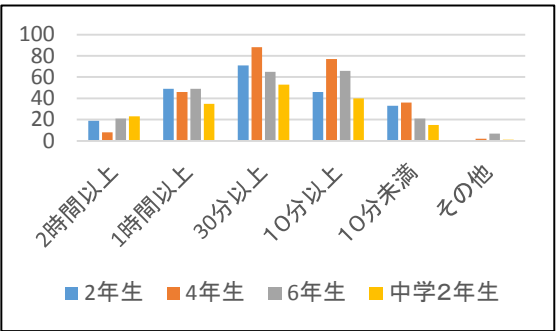
問1 あなたは、家で本を読みますか。

	2年生	4年生	6年生	中学2年生
毎日	52	61	56	39
時々	130	156	153	118
休みの日	36	40	20	10
読まない	30	22	41	95
回答率	254人中 248人 (97%)	280人中 279人 (99%)	280人中 270人 (96%)	291人中 262人 (90%)



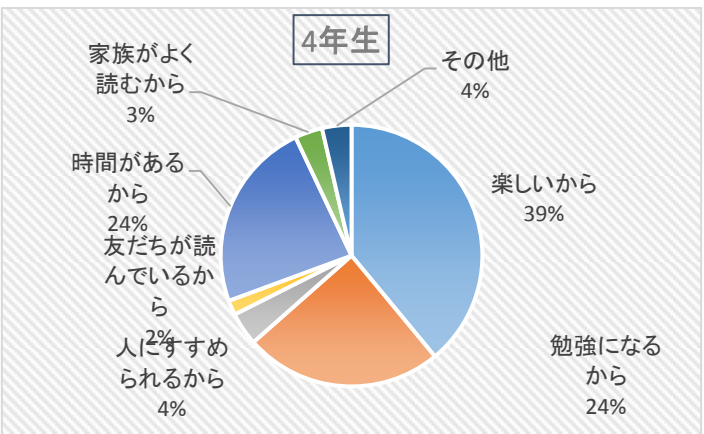
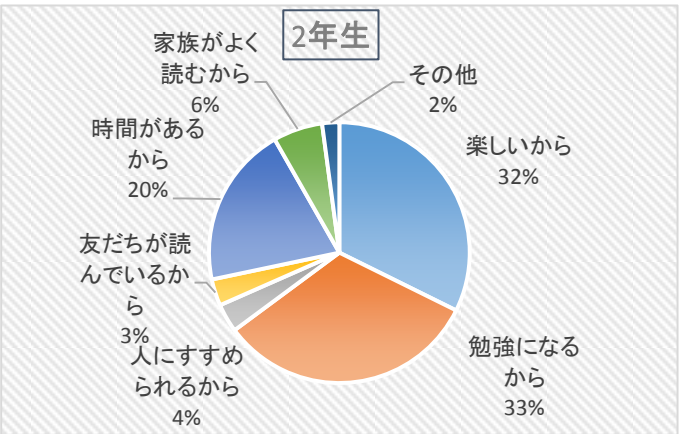
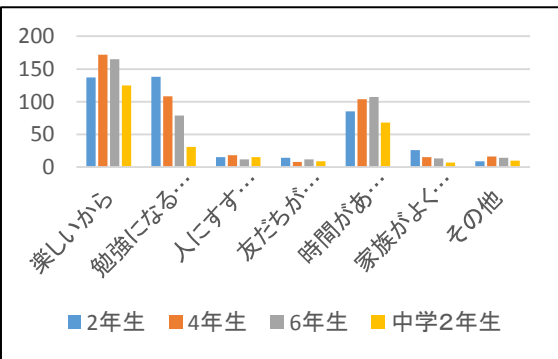
問2 あなたは家で読むときは1日にだいたいどれくらいの時間、本を読みますか。

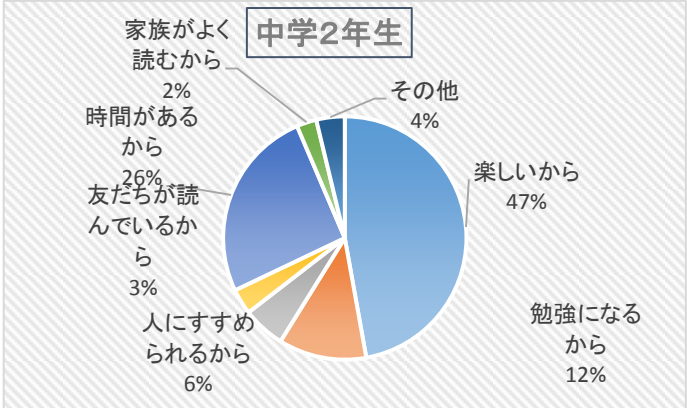
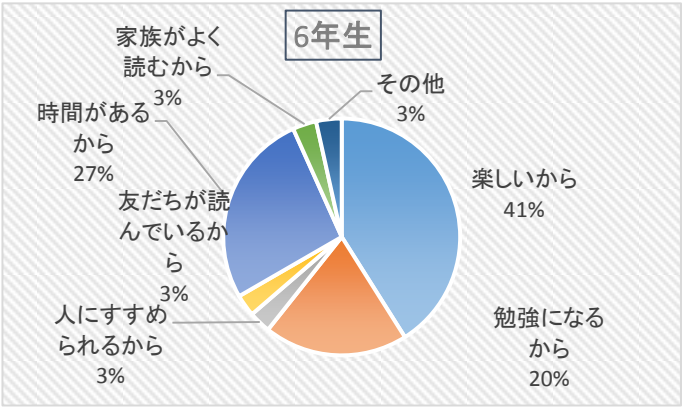
	2年生	4年生	6年生	中学2年生
2時間以上	19	8	21	23
1時間以上	49	46	49	35
30分以上	71	88	65	53
10分以上	46	77	66	40
10分未満	33	36	21	15
その他	0	2	7	1



問3 本を読む理由はなんですか。

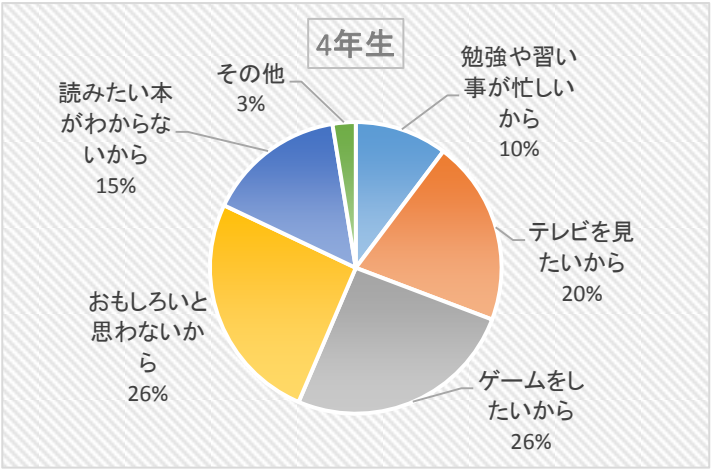
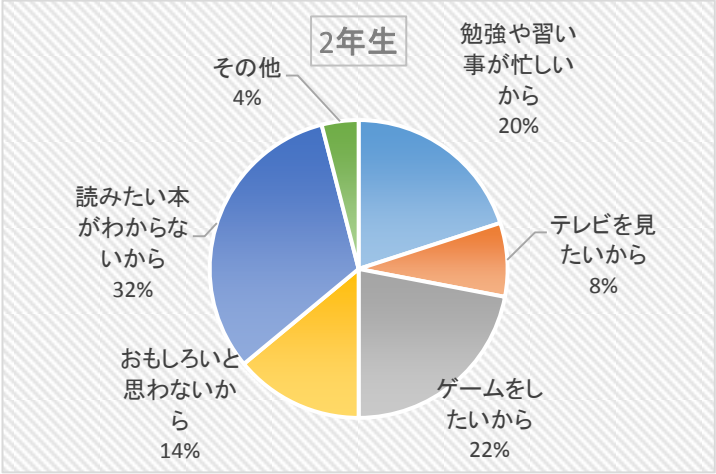
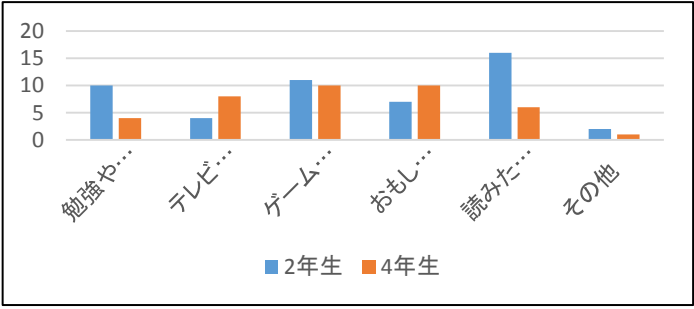
	2年生	4年生	6年生	中学2年生
楽しいから	137	172	165	125
勉強になるから	138	108	79	31
人にすすめられるから	15	18	12	15
友だちが読んでいるから	14	8	12	9
時間があるから	85	104	107	68
家族がよく読むから	26	15	13	7
その他	9	16	14	10





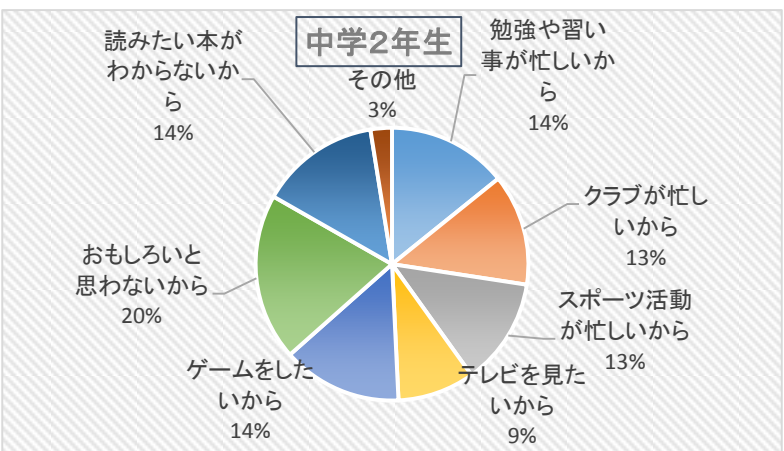
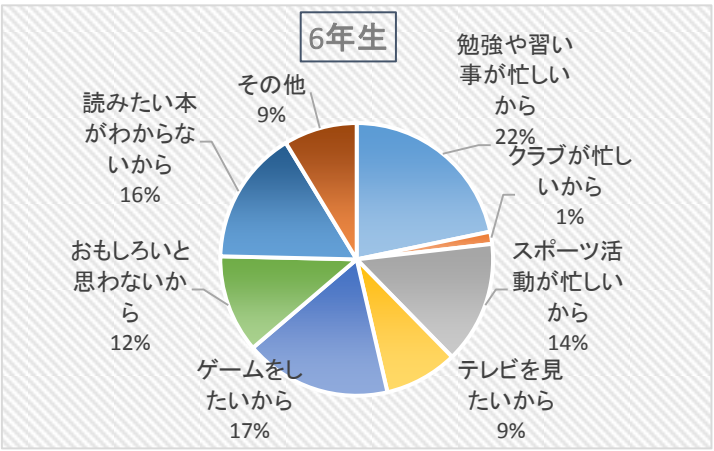
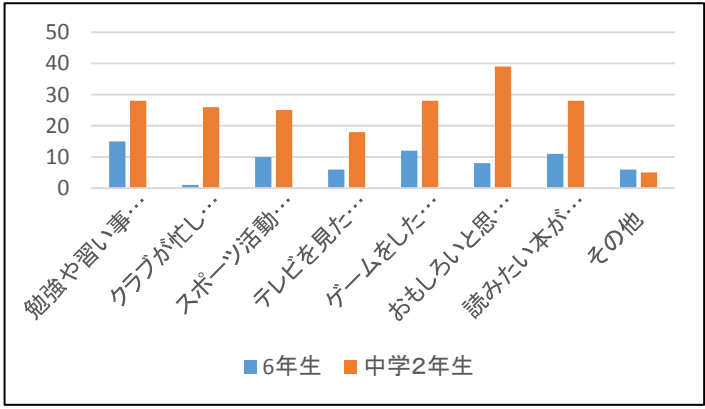
問4 問1で「4. 読まない」と答えた方へ 読まない理由は何ですか。

	2年生	4年生
勉強や習い事が忙しいから	10	4
テレビを見たいから	4	8
ゲームをしたいから	11	10
おもしろいと思わないから	7	10
読みたい本がわからないから	16	6
その他	2	1



問4 問1で「4. 読まない」と答えた方へ 読まない理由は何ですか。

	6年生	中学2年生
勉強や習い事が忙しいから	15	28
クラブが忙しいから	1	26
スポーツ活動が忙しいから	10	25
テレビを見たいから	6	18
ゲームをしたいから	12	28
おもしろいと思わないから	8	39
読みたい本がわからないから	11	28
その他	6	5



第2次推進計画時アンケート集計（施設対象） 平成28年10月実施

問1 施設は次のどれにあてはまりますか。

1 保育園	3
2 認定こども園	5
3 幼児園	1
4 幼稚園	3
5 小学校	10
6 中学校	6

問2 「読み聞かせ」や「読書の時間」を設けておられますか。

	1 保育園	認定こども園	幼児園	幼稚園	小学校	中学校
1 はい	3	5	1	3	10	6
2 いいえ						

問3 問2で「1. はい」と答えた施設へ、どれぐらいの頻度で開催しておられますか。

	1 保育園	認定こども園	幼児園	幼稚園	小学校	中学校
1 年間通して毎日	3	5	1	3	9	6
2 曜日を決めて毎週					1	
3 一定期間を設定して					1	
4 その他		1				

問4 PTAや地域ボランティアによる「読み聞かせ」等を実施しておられますか。

	1 保育園	認定こども園	幼児園	幼稚園	小学校	中学校
○はひとつ						
1 はい					8	
2 いいえ	3	5	1	3	2	6

綾部市子どもの読書活動推進計画策定委員会規約

(目的)

第1条 子どもが積極的に読書に親しみ、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、綾部市の現状を踏まえながら、子どもの読書環境の整備を推進するための計画を策定するため、綾部市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 綾部市子どもの読書活動推進計画策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、目的の達成に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会の委員の構成は、別表のとおりとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(任期)

第6条 委員の任期は、平成28年9月1日から平成29年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、綾部市教育委員会社会教育課において行う。

(補足)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成28年9月改正）

この規約は、平成28年9月1日から施行する。

策定委員会 委員等名簿

《策定委員会》 (◎…会長)

(敬称略, 役職等は平成29年3月現在)

	氏 名	備 考
図書館協議会委員	野々垣 照 美	東綾小学校校長
図書館協議会委員	出 野 伸	綾部中学校校長
図書館協議会委員	山 口 富士子	綾部市文化協会
図書館協議会委員	能 勢 康 司	西八田公民館
図書館協議会委員	長 谷 雅 美	東綾小学校 P T A
図書館協議会委員	山 下 洋 子	豊里中学校 P T A
図書館協議会委員	石 川 し の ぶ	図書館ボランティア
図書館協議会委員	四 方 章 博 岩 崎 雅 史	綾部市青年会議所 (年度内に交替のため)
図書館協議会委員	梅 原 静 代	
図書館協議会委員	白 藤 隆 夫	
図書館協議会委員	大 道 恵 子	
図書館協議会委員	◎松 田 久 美	図書館ボランティア
学校教育課主幹	小 林 直 子	
教育部長	岡 垣 美 樹	

《事務局》

	氏 名	備 考
図書館長	生 駒 彩 子	
図書館主任	後 藤 裕 美	

策 定 経 過

実施時期	策定委員会等	内 容
平成 28 年 9 月 9 日	第 1 回策定委員会	・「第 2 次綾部市子どもの読書活動推進計画」策定の概要と位置づけについて ・策定委員会役員の選出について ・「第 1 次綾部市子どもの読書活動推進計画」の進捗状況について ・アンケートについて
平成 28 年 9 月 15 日～ 10 月 21 日	アンケート実施	・市内小学 2・4・6 年生、中学 2 年生を対象に読書についてのアンケート ・施設（保育園・認定こども園、幼稚園、幼稚園、小学校、中学校）に読書についてのアンケート
平成 28 年 9 月 16 日～ 10 月 7 日	第 1 次綾部市子どもの読書活動推進計画 進捗状況調査	・関係施設、関係部署に成果、課題等進捗状況の調査を実施
平成 28 年 12 月 1 日	第 2 回策定委員会	・アンケート集計結果について ・「第 2 次綾部市子どもの読書活動推進計画」素案について ・パブリック・コメント実施について
平成 29 年 3 月 2 日～ 3 月 14 日	パブリック・コメント 実施	・綾部市ホームページ、綾部市行政情報公開コーナー、図書館内で計画案を公開し意見募集を実施
平成 29 年 3 月 21 日	第 3 回策定委員会	・パブリック・コメント結果について ・「第 2 次綾部市子どもの読書活動推進計画」案について ・「第 2 次綾部市子どもの読書活動推進計画」広報版案について



未来にはたくさん子どもたちに、読書の種をまきましょう!!

第2次綾部市子どもの読書活動推進計画

平成 29 年 3 月 発行

綾部市教育委員会

〒623-8501 綾部市若竹町 8 番地の 1

電話：0773-42-3280（代表）